

# 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事等（① 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事、② 測量、建設コンサルタント業務、③ ①②以外の業務をいう。）に係る競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）に対し、一定期間、県が発注する建設工事等の契約に係るすべての競争入札への参加を停止する措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 工事等の発注部局長（以下「部局長」という。）は、有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。なお、部局長とは、徳島県部等設置条例（昭和57年徳島県条例第1号）第1条に規定する部の長並びに教育委員会、警察本部、企業局及び病院局長をいう。

2 部局長が入札参加資格停止を行ったときは、契約担当者（徳島県契約事務規則（昭和39年4月1日徳島県規則第39号）第3条の契約担当者をいう。以下同じ。）は、工事等の契約のため、一般競争入札を実施しようとする時は、当該有資格業者を入札に参加させてはならない。

3 部局長が入札参加資格停止を行ったときは、契約担当者は、工事等の契約のため指名競争入札を実施しようとする時は、当該有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第3条 部局長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の

入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。

2 部局長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。

3 部局長は、前条第1項の規定による入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

（入札参加資格停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の第一号に該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とし、第二号に該当する場合は別途定める。

一 別表第1号から第5号又は第9号から第10号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第6号から第8号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 部局長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を越える場合は36カ月）まで延長することができる。

- 5 部局長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第7号又は第8号に該当し、かつ、当初の入札参加資格停止期間が満了しているときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。
- 6 別表第6号から第8号に掲げる措置要件のいずれかにより入札参加資格停止を行う場合において、当該有資格業者が他の事案により入札参加資格停止中であるときは、その入札参加資格停止期間は別表に定める別表第6号から第8号に係る期間に、既に措置されている入札参加資格停止の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加資格停止の期間は3年（同一の別表各号に該当する事案の場合は当該措置から3年）を超えないものとする。
- 7 部局長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

（入札参加資格停止の通知）

第5条 入札参加資格停止の措置及び措置内容の変更を決定した部局長は、直ちに様式第1号又は様式第2号、第3号により有資格業者に通知するとともに、様式第4号、第5号により関係部局、徳島県総合県民局及び各出先機関の長に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令第167条の2に規定する場合で、あらかじめ部局長の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第7条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が県発注工事（知事（知事の事務部局、教育委員会、警察本部をいう。）、企業局長及び病院局長が発注する工事をいう。）の全部若しくは一部を下請し、又は再受託することを承認してはならない。

(措置の決定及び効力)

第8条 部局長は入札参加資格停止を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、入札参加資格停止措置審査委員会の審査に諮らなければならない。

2 前号において決定された入札参加資格停止の措置については、他の部局についてもその効力を有するものとする。

(入札参加資格停止措置審査委員会の設置及び運営)

第9条 入札参加資格停止措置審査委員会の設置及び運営については、別に定める。

(測量、建設コンサルタント等の契約に係る有資格業者への準用)

第10条 第1条から前条までの規定は測量、建設コンサルタント業務等の有資格業者（測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により資格の認定を受けた業者）の入札参加資格停止に準用することとする。

(工事以外の業務の契約に係る有資格業者への準用)

第11条 第1条から前条の規定は、工事以外の業務の契約においても、有資格業者に対し、入札参加資格停止を準用することとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

(建設業者等指名停止等措置要綱の廃止)

2 建設業者等指名停止等措置要綱（昭和58年3月31日監第91号）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の建設業者等指名停止等措置要綱により行った指名停止、指名回避は、この要綱の相当規定により行ったものと見なす。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の徳島県建設業者指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の徳島県建設業者指名停止措置要綱の規定による指名停止は、改正後の徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

## 別表

措 置 要 件	期 間
1（虚偽記載） 県工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上12月以内
2（粗雑工事） 次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。（注1） （1）故意による粗雑工事（注2） ア 県工事 イ 県内における工事で県工事以外のもの（以下「一般工事」という。）（注3） （2）過失による粗雑工事 ア 県工事 イ 一般工事	当該認定をした日から  6月以上24月以内 2月以上6月以内  3月以上12月以内 1月以上3月以内
3（県工事に係る契約違反等） 第2号に掲げる場合のほか、次の事項に該当するとき。 （1）県工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （2）県が発注する建設工事において、暴力団等から不当介入を受けながら、県への報告及び警察への届出を怠ったとき。 （3）県が発注する建設工事において、受注者が社会保険等未加入建設業者を下請人（直接下請契約を締結するものに限る）とし、契約に基づく違約金の適用を受けることとなったとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内  当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上4月以内
4（公衆損害事故） 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 （1）県工事（軽微な損害を除く。） （2）一般工事（重大事故であると認められるとき。）	当該認定をした日から  3月以上6月以内 1月以上6月以内
5（工事関係者事故） 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 （1）県工事 （2）一般工事（重大事故であると認められるとき。）	当該認定をした日から  2月以上4月以内 1月以上3月以内
6（贈賄） 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）県職員に対する贈賄 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から  12月  12月  12月

<p>(2) 県内の県以外の公共機関の職員に対する贈賄  ア 代表役員等  イ 一般役員等  ウ 使用人</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄  ア 代表役員等  イ 一般役員等  ウ 使用人</p>	<p>8月以上12月以内  8月以上12月以内  8月以上12月以内</p> <p>4月以上12月以内  4月以上10月以内  2月以上6月以内</p>
<p>7 (独占禁止法違反行為)  次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県工事  (2) 県内における業務(県工事に関する場合を除く)  (3) 県外における業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上36月以内  12月以上36月以内  6月以上36月以内</p>
<p>8 (競売入札妨害又は談合)  有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 県工事  (2) 県内の他の発注機関の工事  (3) 県外</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上36月以内  12月以上36月以内  6月以上36月以内</p>
<p>9 (建設業法違反)  県工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から  2月以上6月以内</p>
<p>10 (不正又は不誠実な行為)  前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。  (2) 役員等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  (3) 県が発注する工事等で、設計金額、最低制限価格、低入札価格調査基準価格等を事後公表としている場合、又は設計概算額を事前公表している場合に、未公表の入札情報を入手するため、職員に働きかけを行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から  2月以上12月以内</p>

(注1) 工事現場だけでなく、資機材、残土などの運搬中、土捨場、資材置き場等における事故などを含める。

(注2) 工事の目的物に瑕疵がある状態。

(注3) 県が発注した以外の工事、公共工事、民間工事を問わない。